

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年11月25日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (4人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	18番	神宮司 守昭	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (4人)

欠席者	5番	白川 満秀	君
	10番	笹原 綾乃	君
	17番	西橋 豊啓	君
	19番	中島 則雄	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農用地利用集積計画について
- 議案第39号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局)

皆さんおはようございます。本日は17番委員の西橋さんと19番委員の中島さんが農協の理事会の為、10番委員の笹原さんが公務出張の為、5番委員の白川さんが所用の為、欠席の届けが出ております。

ただ今より平成27年度第8回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は18番委員の神宮司守昭委員にお願い致します。

憲章朗唱(18番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

改めましておはようございます。

先の農業委員研修、また菊陽町の交流会では皆さんにご協力をいただきまして、開催地区としての役割は十分に果たしたのではないかと考えておるところでございます。

良いお知らせではないんですが、公式には明日、明後日の発表になるかと思いますが、奄美の方で問題になっているミカンコミバエが屋久島でも確認された。ということでございまして、その対応に追われているようでございます。局長も欠席して対応に追われております。

本日は来年4月以降の農業委員会法の改正等の情報もお伝えして、皆さん方のご意見も伺いたいと考えているところです。よろしくお願いたします。

それでは本日の会議録署名委員を15番委員、16番委員にお願いいたします。

議事を進める前に、皆さんのお手元に別紙で配っております報告第5号案件を冒頭に追加してよろしいか、おはかりをいたします。
(「異議なし。」の声あり)

議事に入ります。

報告第5号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号。農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号12番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人[]さん([]歳)、貸人[]さん([]歳)。土地の所在：[]他2筆。地目：畑。3筆の合計面積：4,194㎡。貸借期間：平成24年1月1日から平成33年12月31日までの10年間。解約理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成27年11月9日。土地の引き渡し時期：平成27年11月30日です。

この案件につきましては、後ほど議案第38号、農地売買等計画で出てきます。以上です。

会長

これについて、皆さん方からご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

報告案件でございますので、このようにご承知ください。

続きまして議案第36号。農地法第3条の規定による許可申請につい

会長

て事務局から説明をお願いします。整理番号 33 番、34 番は関連がございますので一括で審議を行いたいと思います。

事務局

議案第 36 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 33 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜とパッションを 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積：所有面積が [] m²。申請人の経験年数が 15 年、夫も 15 年。農機具等の保有状況：刈払機・1、軽トラック・1、管理機・1 です。周辺地域との関係につきましては『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 34 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：畑。以下は整理番号 33 番と同じです。

貸借期間は平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日の 2 年間で

す。
今回の申請は、自身が持っている土地と [] m²の売買、[] m²の貸借で下限面積をクリアし、新規就農したいということでございます。本人が持っている土地は相続によって引き継いだ土地であります。農業経験年数、農機具等の保有状況や営農計画書を見ても特に問題はなく、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 33 番、34 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

33 番の譲渡人は申請人のお兄さんということです。お兄さんも相続で土地を引き継いだそうなのですが、[] にいるため耕作はできていないということで、[] さんの旦那さんが 7 年ほど前からパッションを植えたりしております。

地図で説明をいたします。5 ページです。ハウスが 2 棟建っておりますが、パッションを作っております。

譲渡人も帰ってくることはないということですので、売買で所有権の移転をするということですが、譲ってもらうということです。

34 番につきましては、貸人は [] さんの妹さんです。6 ページの地図をみてもらいたいんですが、黄色いところが [] さんの所有地です。隣接地が妹さんの土地で今回の申請地なのですが、もともと 1 筆だったところを相続の際に分筆して妹さんと分けたということです。

今回は貸借ですけども、できた野菜などを送るということで金銭のやり取りはないということです。

放棄地調査をしたときには、道路の手前側は耕作されていたんですが、奥の方は原野化しておりました。

今回現地調査をしてきましたが、奥の方も伐採されておまして、コンボを入れて整地するというものでした。 以上です。

会長

整理番号 33 番、34 番について皆さん方からご質問等ございますか。（「ありません。」の声あり）

ご意見なしの声でございます。整理番号 33 番・34 番について許可することに異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

会長

整理番号 33 番・34 番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第 37 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 37 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 11 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん、譲渡人 [] さん。土地の所在： [] と []。地目：畑。2 筆の合計面積： [] m²。利用状況：休耕地。第 2 種農地、都市計画区域内。事由：『譲受人は [] を個人で営んでおり、屋久島にも月に 1 度は来て業務をしていますが、宅地の部分には車置き場がないので今回申請することとなった。』ということです。転用目的及び事業計画として土地造成が [] m²です。

申請地の周辺には 10ha 以上の農地の広がりもなく、住宅が点在している地域でもありますので第 2 種農地と判断いたしました。

事業計画等にも問題は見られず、転用はやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

12 ページの航空写真ををお願いします。

右側は海岸です。本人とは会えなかったんですが、申請地は農地として使用していたことはありません。ここを農地としておいていても使われることはないと思います。

面積も小さいですし、転用して活用する方が有効だと思います。

会長

整理番号 11 番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。（「ありません。」の声あり）

整理番号 11 番について同意することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号 11 番は転用申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 12 番です。事務局から説明をお願いします。

事務局

今回の申請は、先月の総会で [] さんとの事業継承申請があった土地ですが、土地所有者が現在も [] さんであったため [] さんとの 5 条許可が必要だということです。ご了承いただきたいと思います。

整理番号 12 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： [] と []。地目：畑。2 筆の合計面積： [] m²。利用状況：休耕地。 [] までの直線距離が 166m であるため第 3 種農地です。事由：『店舗（ []、 [] 等）を建設し事業を始めたいため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が [] m²、駐車場が [] m²、緩衝地が [] m²。店舗の建築面積が [] m²です。

先ほど説明しましたとおり、先月の申請と同様、資金計画・事業計画もしっかりと立てられていることから、特に問題は無いと思います。

会長

担当委員からお願いします。

○番（農業委員）

[] さんが [] を始めたいという事だったんですが、体調不良で事業継承の申請が行われました。

場所は [] の前です。先月の総会でも許可されておりますので

○番（農業委員） 問題ないと思います。 以上です。

会長

皆さん方からご意見ございますか。
（「ありません。」の声あり）
整理番号 12 番について同意することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 12 番は転用申請に同意することに決定いたします。

続きまして議案第 38 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

続きまして 18 ページ。議案第 38 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 38 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 15 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人 ████████ さん（██ 歳）、貸人 ████████ さん（██ 歳）。土地の所在：██████、██████、██████。現況地目：田。3 筆の合計面積：██████ m²。農用地区域内。内容：野菜と米。契約期間：平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの 1 年間。借料：██████ 円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：米・大豆・麦・甘藷。経営面積：所有地が ████████ m²。従事日数：200 日。農機具等の保有状況：トラクター・1、管理機・1、籾播種機・1、田植機・1、バインダー・1、ハーベスター・1、ソイラー・1、掘取機・1、草刈機・2 です。

経営面積、農機具の保有状況をみても特に問題は無いと考えます。

経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。 以上です。

会長

整理番号 15 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

この案件は私の方から説明をいたします。

申請人は毎年 1 年ごとの契約をしております。長期で契約をしますと、利用状況が思わしくないという事で、貸人側から 1 年契約とされております。

申請人につきまして、所有している農地が十分に活用されていないことから不許可相当だと判断をしたんですが、本人と話をした結果、利用していない圃場について『今年中に解消する。』という約束を取り付けましたので、保留の提案をいたします。

場所については ████████ から海岸方面へさがったところに 3 筆ございます。この場所は畝を作った形跡もありますし、野菜・甘藷等を作っている実態もございます。しかし残念ながら自己所有地がこの 1 年間全く耕作した形跡がないということで、先ほどのような提案をしたところ です。

皆さん方からご意見をいただきます。

○番（農業委員）

この方は今までも借り受けている土地を耕作していないと思うんですけど。

会長

この借人本人は直接耕作はしておりません。彼が受け入れた研修生に作らせているということです。機械等はたくさん持っておりますので、農業の勉強をさせているということです。

毎回本人にも言っているんですが、『第 3 者の農地を借りるというこ

会長	<p>とは、自分の農地を活用しても足りないという時に、借りるんですよ。』ということで、年内に解消しますという申し出がありましたので、2か月程保留をして様子を見るべきではないかと思っております。本人にも解消できたら連絡をするように言っております。私が現地確認に行きます。と伝えてございます。</p>
○番（農業委員）	<p>■■■■の所有地を2か月で解消できるのでしょうか。</p>
会長	<p>■■■■のうち、荒れているのは35aほどです。他は耕作した形跡を確認することができます。</p> <p>農業の方針もいわゆる自然農法。有機肥料を使うと言っているんですが、動物性の有機は必要ないと、植物性の有機だけでいいんだと主張をする方です。</p> <p>賃借料は結構高めなんですけど、年間きちんと払われているようです。しかし、この賃借料分の売り上げがあるのかは非常に疑問です。</p>
○番（農業委員）	<p>「所有地も耕作しなさい。」という条件をつけるのは、どうかでしょうか。</p>
会長	<p>私も考えたんですが、この申請地は荒れていませんから使うと思います。ですから、解消作業の方が後手後手に回るんじゃないかと。</p>
○番（農業委員）	<p>■■■さんと会長と、同じことのようにちょっと違うみたいなんですけど、私は保留をして、解消されたら同意するということがいいんじゃないかと思っております。そうすれば頑張って解消作業もするでしょうし。</p>
会長	<p>解消が確認できれば、また1月なり申請を上げてもらうということで、保留という形でよろしいでしょうか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号15番について保留という事に決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号16番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号16番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（公益財団法人）鹿児島県地域振興公社■■■■さん、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■</p> <p>他2筆。現況地目：畑。3筆の合計面積が■■■■㎡。農用地区域内。作物：普通畑。移転時期：平成27年12月14日。対価：3筆で■■■■円。</p> <p>今回の申請は、■■■の認定農家の方が農地の利用集積、規模拡大を図るため申請地を購入したいが、資金調達が難しいということから農地売買事業により県地域振興公社が農地を売買契約により取得し、その後認定農家に3年間の貸付をした後売り渡すというものでございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>
会長	<p>整理番号16番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>譲渡人は高齢であり後継者もおりませんので、1年ほど前から農地を手放しております。先ほどの合意解約の場所です。</p> <p>22ページで場所を説明します。右が■■■■、左が■■■■です。県道から海手に100mほど行ったところに3筆、約■■■■反歩あります。これまでは義理の兄弟が耕作していたんですけども、中間管理機構と売買の話がまとまったということです。以上です。</p>

会長

整理番号 16 番について皆さん方からご意見・ご質問ありませんか。
(「ありません。」の声あり)

この場所は、1 年ほど前から土地改良区の方へ引き取り手がないかと相談があったところです。

なかなか所有権の移転まで希望する耕作者もおりませんで難航しましたが、今回事業を活用して売買するということです。

ご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 16 番は計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 16 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして 28 ページです。

議案第 39 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。なお関連がございますので一括でお願いします。

事務局

議案第 39 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号 13 番。申請人：[] さん ([] 歳)、代理人：[] さん ([] 歳)。土地の所在：[]、畑、[] m²。第 1 種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『もともと畦畔であった土地を 20 年以上前から通路として使用している状態である。』ということです。

整理番号 14 番。申請人：[] さん ([] 歳)、代理人：[] さん ([] 歳)。土地の所在：[]、畑、[] m²。第 1 種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況は整理番号 13 番と同じです。

申請地は平成 27 年 10 月 20 日に農用地区域から除外された土地でございます。現況としましては、砂利が敷き詰められている状態です。

20 年以上前から通路として使用していること、また農地に復元するには資金、労力を考えても困難な状態であり、今後も農地としての利用は見込めないため非農地とすることはやむを得ないと思われま。以上です。

会長

整理番号 13 番・14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

26 ページの航空写真をお願いします。奥の方に 1 件家がありますけども、民宿です。そこまでの通路なんですけど、27 ページの写真のように砂利を敷いてあります。昔からこんなに広くはなかったのですが、道としてありましたので、今から農地にというのは難しいという結論でございます。以上です。

会長

整理番号 13 番・14 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございますか。

○番 (農 業 委 員)

私の記憶違いでなければ、この道路の下には畑総で設置したスプリンクラーの枝線が入っていたんじゃないかと思うんですけど、そこら辺は確認できているんでしょうか。問題はないんでしょうか。

会長

この申請地と畑の界にスプリンクラーが設置されているんですけど、名義については難しいところで当事者で協議中とのことです。

改良区の受益面積、ここは 1 種農地となっていますが、分筆する前は当然受益地に入っていたんですけど、実際の公簿面積よりも受益面積がだ

会長

いぶ小さい関係で、ここを除いても受益面積は確保できるということから、やむを得ないという判断になっているところです。
他にございますか。

○番（農業委員）

わざわざここを非農地にするということは、売買なりの計画があるんでしょうね。
例えばこの名義が民宿に代わった時に、道路をやり直そうとかの問題が出てきた時に、下に配管が入っているのを知っていて農業委員会は許可したのかという問題にはならないですか。

会長

代理人の話によりますと道路なんで町道にしてもらいたいという意向を示しているんですが、町名義にしますとこの道路が荒れた時に、この利用者から「町道だから舗装してくれ。」という要望が出た時に困るという事で返事はもらえていないということでした。ですから共有にするのか、まだそこらへんはわかりません。それから、この道路の入り口は申請人の使う道路が含まれておりますので、全くの個人の名前にしてもらっても困るという実態があります。

○番（農業委員）

この土地の下に配管が通っているのではないかという問題があるということだと思んですが、非農地にした場合に、土地改良区の方から条件というのはつけられるんですか。非農地にした時点で持ち主の判断ということでしょうか。

会長

申請地の下に配管が通っているんじゃないかというんですが、局長が不在の為に明日でないと確認ができないということですので、提案なんですが、『非農地であることは間違いない。今日許可を頂いても、通知を出すのは確認がとれてから。もしパイプが入っていれば条件を付けて証明書を出してもらおうか。』というふうに考えているんですが。
いかがなものでしょうか。
（「異議ありません。」の声あり）
ただ今の案件2筆について非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第8回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時10分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

15番

16番

平成27年11月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久